

鳥取県住生活基本計画検討委員を募集します

鳥取県住生活基本計画とは

少子高齢化の進展、環境問題、住宅ストックの充足等、住宅を取り巻く社会情勢の変化に対応し、豊かな住生活を実現することを目的に、平成18年に制定された住生活基本法に基づき作成する県の計画です。

鳥取県持続可能な住生活環境基本計画(以下「鳥取県住生活基本計画」)の計画期間は10年であり、社会情勢の変化及び既存施策の検証を行うため、おおむね5年ごとに見直すこととしています。県計画は平成18年に策定し、令和3年の見直しから5年が経過しますので、令和7年から8年にかけて見直しを行います。

検討委員会の役割は

これまでの成果や課題などを踏まえ、今後県として必要な施策の方向性を計画に位置付けていくにあたり、各分野の委員のみなさまから御意見をいただきます。

委員会は令和7年度から8年度までの2年間で計7回開催します。

御意見をいただく内容は以下のとおりです。

- ①県内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
 - ・鳥取県住生活基本計画(平成23年度策定)の検証と見直しに係る課題
- ②県内における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標
 - ・県民の住生活の安定及び向上に関する目標及び施策の方向
 - ・鳥取県における住宅セーフティネットの機能向上
- ③前号の目標を達成するために必要と認められる施策に関する事項
 - ・県民の住生活の安定及び向上に関する主要施策と成果指標の設定
- ④計画期間における県内の公営住宅の目標量
 - ・公営住宅供給における県・市町村の果たすべき役割と供給目標量



募集人数

1名

応募資格

鳥取県内に在住の方で、次のすべての要件を満たすこと

- ①子育ての経験を有し、鳥取県住生活基本計画に対し積極的に意見をいただけること。
- ②令和7年9月1日時点で満18歳以上であること。
(未成年の場合、保護者等の同意があること。)
- ③本検討委員会に出席できること。
- ④鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤県議会議員及び県職員でないこと。

応募期間

令和7年6月25日(水)～7月8日(火)必着

応募方法

- ①応募書類の記載事項
住所、氏名、生年月日(年齢)、性別、電話番号(自宅もしくは携帯番号)、メールアドレス(任意)、職業又は勤務先(任意)、子育ての経歴及び応募の動機(400字程度で記載してください。)
- ②提出方法
郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参

応募窓口

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
電話:0857-26-7398/ファクシミリ:0857-26-8113
E-mail:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp

その他

- ◆応募書類を審査の上、決定します。(必要により面接を実施する場合があります。)
- ◆選考結果は応募された方全員に、郵送によりお知らせします。
- ◆応募書類は返却いたしません。
- ◆提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しません